



2026年3月30日

各 位

会社名 ダイ ト ロ ン 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 土 屋 伸 介
(コード番号 7609 東証プライム)
問合せ先 代 表 取 締 役 専 務 専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 毛 利 肇
(TEL. 06-6399-5041)

業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、業績連動型株式報酬制度としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2026年5月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,900株
(3) 処分価額	1株につき2,866円
(4) 処分価額の総額	16,909,400円
(5) 処分予定先	業務執行取締役2名 1,600株 委任型執行役員2名 1,000株 雇用型執行役員5名 1,000株 理事 12名 2,300株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2024年2月7日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として対象取締役に対する新たな報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

また、2024年3月28日開催の第72期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度により業務執行取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額35百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

ます。さらに、当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。対象取締役に対する業績連動型株式報酬制度を継続することにつき、ご承認いただいております。

また、当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、当社の委任型執行役員、雇成型執行役員及び理事（以下、業務執行取締役と総称して「対象役職員」といいます。）に対しても業績連動型株式報酬制度（以下、対象取締役に対する業績連動型株式報酬制度と併せて「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、業務執行取締役2名、委任型執行役員2名、雇成型執行役員5名及び理事12名に対し、金銭報酬債権合計16,909,400円を支給し、それを現物出資させて当社の普通株式5,900株を処分することを決議いたしました。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、対象役職員に対し、当社の各事業年度（以下「評価期間」といいます。）中の業績目標を取締役会においてあらかじめ設定し、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式又は金銭（以下「株式等」といいます。）を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度です。

(2) 株式等の付与条件の概要

本制度においては、評価期間が満了し、概要、以下の要件を満たした場合は、以下(3)に従い、対象役職員に対して株式等の付与を行います。

- (i) ①業務執行取締役については、2025年に開催された当社の定時株主総会の日から2026年に開催された定時株主総会の日まで、委任型執行役員については、2025年4月1日から2026年3月31日の間継続して、それぞれ、業務執行取締役又は委任型執行役員の地位にあったこと、②雇成型執行役員又は理事については、取締役会が別途定めた役務提供期間の間継続して、取締役会が別途定めた地位にあったこと。
- (ii) 当社の取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- (iii) その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を満たしたこと

(3) 交付する株式数及び支給する金額の算定方法の概要

交付する株式数及び支給する金額は、以下の算定式によって算出されます。

$$\text{交付する株式数} = \text{基準交付株式数 (①)} \times \text{在任期間比率 (②)} \times 0.5$$

$$\text{支給する金額} = \text{基準交付株式数 (①)} \times \text{基準株価 (③)} \times \text{在任期間比率 (②)} \times 0.5$$

① 基準交付株式数

基準交付株式数は、付与対象者の地位及び当社の各事業年度（1月1日から同年12月31日）に係る当社の中長期経営計画のROE（自己資本利益率）の目標値（本年度は12%）の達成状況により定めます。

② 在任期間比率

在任期間比率は、以下の算定式により算出します。

$$\text{在任期間比率} = \frac{\text{役務提供期間における在任月数}}{12}$$

③ 基準株価

基準株価は、本制度に基づく株式交付に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年3月27日（株式交付に係る取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,866円としております。これは、株式交付に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役職員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上